

(2) 別表(1～4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

東温市の地形は、三方の山間部と西の松山平野に向かって広がる扇状地などから形成されている。主要な河川としては、市を二分して市北部から松山市に流れる重信川及びその支流である表川、東部の山間部から西条市へ流れる中山川などがある。重信川水系は、東温市に貴重な水資源をもたらし、農業地帯としての流域を支えてきたが、近代以前には度重なる水害で住民生活を脅かし、その治水に多くの努力が注がれてきた。

重信川上流と支流表川は、山間からの出口から両川の合流点にかけて緩傾斜の扇状地を形成し、合流点から西へは緩やかな流れとなって、松山平野に連なる沖積平野を生み出している。石鎚山脈が西と北に延びて形成された市の東部・南部の山地は急峻で、沖積平野から急斜面がそそり立っている。また、北部の山地は高縄半島を形成する高縄山塊で東温市の森林面積は、16,132haで市域の76.3%を占めている。

(風水害及び土砂災害)

本市において、これまで山間部を中心に、台風や豪雨災害による風水害や土砂災害により、孤立地区の発生や住家、農林業施設、河川、道路等の被害を受けている。

さらに近年、地球温暖化等の影響により、台風や豪雨による災害の激甚化・頻発化が進んでおり、愛媛県内においても、平成30年7月豪雨において、南予地区を中心に甚大な被害を被った。本市に、大きな被害はなかったが、市内には重信川流域に浸水想定区域が指定され、また、山間部を中心として、土砂災害危険箇所が747箇所あるほか、土砂災害警戒区域が令和2年11月1日現在103箇所指定されており、今後これまで以上の災害が懸念されている。

(地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの大地震が発生する確率は70%～80%と予測されている(南海トラフ巨大地震)。

このほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する地震も想定されている。

近年、東温市において大規模な地震災害は発生していないが、旧重信町・川内町北部には活断層であることが確実(確実度Ⅰ)であり、かつ活動度もA(注1)である川上断層が横断している。

最大クラスの地震が発生した場合、東温市は最大震度6強、その被害は、死者126人、負傷者1,277人、建物全壊4,286棟、建物半壊4,391棟に上ると想定されており、特に警戒が必要である。

(注1)

確実度 Ⅰ：活断層であることが確実であるもの

Ⅱ：活断層であると推定されるもの

Ⅲ：活断層の疑いのある形状

活動度 A：第四紀における平均変位速度 1～10m/千年

B：＼ 0.1～1m/千年

C：＼ 0.1m以下/千年

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、

全国的かつ急速なまん延により、東温市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

東温市防災計画 風水害等災害対策編

<https://www.city.toon.ehime.jp/uploaded/attachment/3652.pdf>

東温市地域防災計画 地震災害対策編

<https://www.city.toon.ehime.jp/uploaded/attachment/3653.pdf>

東温市地域防災計画 資料編

<https://www.city.toon.ehime.jp/uploaded/attachment/3654.pdf>

東温市防災マップ

<https://www.city.toon.ehime.jp/uploaded/attachment/3523.pdf>

東温市洪水（氾濫）ハザードマップ〈浸水想定区域図〉

<https://www.city.toon.ehime.jp/uploaded/attachment/5355.pdf>

東温市新型コロナウイルス感染症関連情報

<https://www.city.toon.ehime.jp/site/140/>

新型インフルエンザ等対策（内閣官房）

<https://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房）

<https://corona.go.jp/>

感染症情報（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)

## （２）商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1,067 人
- ・ 小規模事業者数 777 人（平成 28 年経済センサス基礎調査）

【内訳：商工会調査】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	225	164	
	製造業	129	94	
	卸小売業	227	165	
	サービス業	486	354	

## （３）これまでの取組

### 1) 東温市の取組

- ・ 「東温市地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年 2 回）に実施している。
- ・ 防災備品として、市役所及び各避難所の防災倉庫に発電機・非常用食料等を備蓄している。
- ・ 東温市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ 東温市新型インフルエンザ等対策本部の設置

### 2) 本会の取組

- ・ 事業者 B C P に関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・ 愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・ 防災備品として、会館に懐中電灯、非常用食料等を備蓄している。
- ・ 東温市が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、BCP策定等に関する助言を行える本会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・小規模事業者に対して災害・感染症等リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
  - ▼スタートアップ型の簡易（A3版1枚程度）な事業者BCP策定 20社
  - ▼事業継続力強化計画認定 5社
  - ▼各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 30社
    - 《対象共済・保険制度》
    - 火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や東温市等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングが無い。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年3月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、本会と東温市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

#### < 1. 事前の対策 >

本計画について、「東温市地域防災計画」や令和2年度に策定した「東温市国土強靱化地域計画」との整合を図り、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業

休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等) について説明する。

- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。
- ・新型インフルエンザ等は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型インフルエンザ等に関しては業種別ガイドライン等に基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

## 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。  
（令和3年完成予定）

## 3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

## 4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- ・東温市事業継続力強化支援協議会[仮称]（構成員：本会、東温市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、東温市との連携体制を確認する。

## < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、また、新型インフルエンザ等の発生時においては、拡大を防ぐための対策が不可欠である。そのうえで、下記の手順で区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

- (「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況、家屋被害、道路状況等を本会と東温市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット等の徹底を行う。
  - ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、東温市における新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき本会による感染症対策を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

- ・本会と東温市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、本会と東温市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

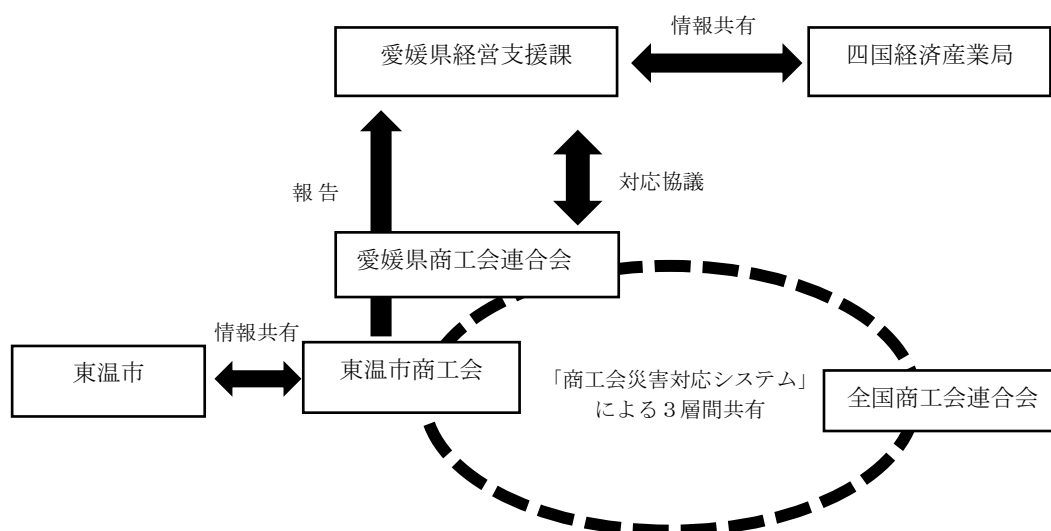
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・東温市が策定した「東温市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### <3. 発災・感染症等発生時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と東温市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と東温市が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。

- ・新感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や指針に基づき、本会与東温市が共有した情報を愛媛県が指定する方法にて、本会または東温市より愛媛県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・東温市と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

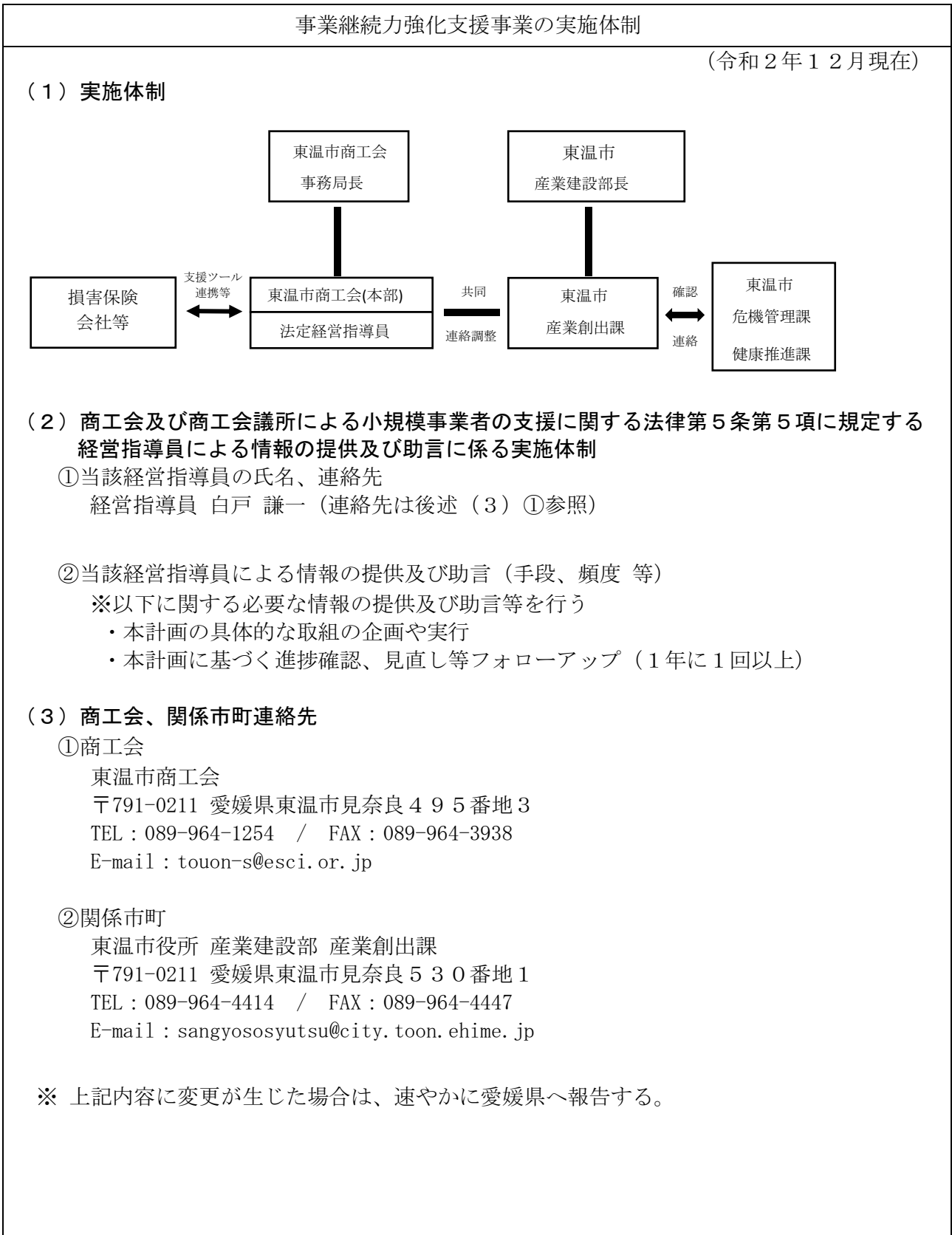
#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	0	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	0	200	200	200	200
・ セミナー開催費	0	40	40	40	40
・ パンフ、チラシ作製費	0	30	30	30	30
・ 防災・感染症対策費	0	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・手数料収入、東温市補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。